

# 竹町自治会臨時総会資料

日 時 令和 7年 12月13日 (土)

午後 7時半 より

場 所 竹町公民館

竹 町 自 治 会

# 竹町自治会 令和 7 年度臨時総会

令和 7 年 12 月 13 日（土）午後 7 時半～

場所 竹町公民館

## 【総会次第】

1. 開会
2. 自治会長あいさつ
3. 議長選出
4. 総会成立条件の確認
5. 書記指名
6. 議事録署名人指名【2名】
7. 議事

第 1 号議案 運用規定第 4 条（役員の選任）の追加

「自治会長に選任された次年度は組長として自治会役員に残る件」

第 2 号議案 運用規定第 4 条（役員の選任）の変更

「被選挙人名簿の年齢上限引き上げについて」

第 3 号議案 運用規定第 2 条（会費等の徴収）の変更

第 4 号議案 運用規定第 2 条（会費等の徴収）の追加

### ※議案の可決条件

竹町自治会規約運用規定 第 11 条（運用規定の変更）

#### 2. 運用規定の変更

(1) 本規定については、総会において出席者の過半数をもって変更できる。

8. 議長解任
9. 閉会

≡ 議案書 ≡

【1号議案】 「運用規定第4条（役員を選任）の追加事項について」

自治会長に選任された次年度は組長として自治会役員に残る。

3月に引き継ぎ作業は行なうが組長として役員に残ることで、1年を通じてその都度的確なアドバイスが出来る。

又、自治会事業の継続性及び一貫性が保てるのではないか。

各組の組長の順は組内でしっかり管理してください。尚、組長の次年度に自治会長に選任されると3年間自治会役員を務める事となります。

【2号議案】 「被選挙人名簿の年齢上限引き上げについて」

運用規定第4条（役員を選任）「当該職就任年度の4月1日現在において満69歳以下の者とし…」の69歳を74歳に引き上げる。令和8年4月1日において70歳～74歳の方も対象とする。

自治会選挙の被選挙人の年齢は年々若年化しています。又、いわゆる現役世代と呼ばれる方は社会情勢から鑑みて、益々高齢化しています。

町内においても世帯数及び住民数が減少すると推測される中で今後の自治会運営はどんどん難しくなると思われます。

少しでも現役世代の役員負担を減らす意味で70歳～74歳の方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

体調等の理由で被選挙人名簿への記載の辞退を希望される70歳～74歳の方は早めに自治会役員に相談してください。

【3号議案】

運用規定第2条（会費の徴収）の3項「公共施設準備金が200万円未満になれば各戸から11,000円/年徴収する」とあるが現行の自治会の集金回数は10回/年に減少しており、今後集金回数/年が変わっても支障のないように1,000円/回に修正する。

【4号議案】

令和2年12月の臨時総会において公共施設積立金の名称を公共施設準備金に変更し各世帯に積立金の返金をしました。その際の議案書には次の一文があります。

なお、この提案が可決されましたら今後町内から転出されても、ひとり暮らしの方がお亡くなりになられても公共施設準備金の返金はしません。

今後の為、この一文を運用規定の第2条に追加する。

令和7年12月25日

竹町の皆様へ

竹町自治会長 船橋紀雄

### お詫びと訂正

先般開催されました臨時総会におきまして、一部議案の不備がありました。議案の趣旨において、運用規定の条文の大切な部分を省略した形での議案となってしまいました。謹んでお詫び申し上げ、以下の通り議案を訂正いたします。今一度総会を開催し、改めてご承認いただくのが本来ではありますが、次年度の自治会選挙に係る事柄であり、今後の日程を考えると総会の開催も厳しい状況にあります。

つきましては、本文にて何卒ご承認いただきますようお願い申し上げます。

#### ・訂正前【2号議案】

運用規定第4条（役員を選任）「当該職就任年度の4月1日現在において満69歳の者とし…」の69歳を74歳に引き上げる。令和8年4月1日において70歳～74歳の方も対象とする。

自治会選挙の被選挙人の年齢は年々若年化しています。又、いわゆる現役時代と呼ばれる方は社会情勢から鑑みて、益々高齢化しています。

町内においても世帯数および住民数が減少すると推測される中で今後の自治会運営はどんどん難しくなると思われます。

少しでも現役時代の役員負担を減らす意味で70歳～74歳の方のご理解とご協力をお願い申し上げます。体調等の理由で被選挙人名簿への記載の辞退を希望される70歳～74歳の方は早めに自治会役員に相談してください。

#### ・訂正後【2号議案】

運用規定第4条（役員を選任）「当該職就任年度の4月1日現在において満69歳の者とし満70歳の者にあたっては、次に世帯を承継する者」の69歳を74歳に、70歳を75歳にそれぞれ引き上げる。令和8年4月1日において70歳～74歳の方も対象とする。

自治会選挙の被選挙人の年齢は年々若年化しています。又、いわゆる現役時代と呼ばれる方は社会情勢から鑑みて、益々高齢化しています。

町内においても世帯数および住民数が減少すると推測される中で今後の自治会運営はどんどん難しくなると思われます。

少しでも現役時代の役員負担を減らす意味で70歳～74歳の方のご理解とご協力をお願い申し上げます。体調等の理由で被選挙人名簿への記載の辞退を希望される70歳～74歳の方は早めに自治会役員に相談してください。

## 竹町自治会令和7年度臨時総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月13日(土) 19:30～
2. 開催場所 竹町公民館
3. 議長の選出  
議長の選出方法を諮ったところ司会者一任の声があり、船橋隆男を指名し、満場一致で選出された。
4. 総会成立条件の確認  
事務局から会員43名中本日出席者21名委任状による出席者19名計40名で定足数を満たしていることの報告があった。
5. 書記氏名  
自治会長が船橋勘一郎、西澤圭祐を指名した。
7. 議事録署名人の指名  
自治会長が、議事録署名人として船橋光雄、奥田徹の2名を指名した。
8. 議事

### 第1号議案 運用規定第4条（役員を選任）の追加

「自治会長に選任された次年度は組長として自治会役員に残る件」

自治会長から提案説明があり、審議の結果本議案を取り下げた。

意見質疑応答(要約)

- ・そこまでのメリットはないのではないか。アドバイスを求める時にも、役員で残らなくても出来ることではないのか。
- ・逆にデメリットはあまり感じられない。毎月の役員会で聞けることは大きいと思う。これからの自治会運営において、継続性を保てるひとつの方法かと思う。
- ・今年行われた避難訓練の引継ぎもそうだが、自治会長の引継ぎの内容をオープンにして自治会長だけではなく、自治会全体の引継ぎとして考えていくべきである。この案では、現自治会長が前任に気を遣って思いきり出来ない状況も考えられる。これもひとつの方法ではあるが、何らかの方法で上手く引継ぎが出来ればと思う。
- ・この案より先ほど言われた副会長の次の年に会長をするというやり方を議論した方が良いと思う。規約改正となると大変だという理由はおかしいし、年度末までは少し時間もあるので再考をお願いしたい。
- ・2年続けてというのは、今後現役世代の負担が大きくなるし、回数制限などの制度自体を短期間で変えるのは大変難しいと思われる。
- ・継続性ということを考えると、例えば5か年計画を立てて活動を続けていくようなことが考えられる。組長として残ることは他の組長とは最初から立ち位置が違って来る。前会長として関わる方が良いと思う。

- ・現役世代に負担をかけないことは賛成だが、65歳が定年の時代、役も65歳からという雰囲気になる。
- ・先ほどからの話と2号議案を踏まえると、65歳から75歳の間で4回もしくは6回役員をすることが考えられる。良い悪いは別としてそういう想定しておく必要がある。
- ・役に対する負担感是人によって違って来る。様々な状況にあっても、ここにいる限りは役が当たればしてくれるだろうし、これまでもしてこられている。あまり負担感ばかりを言ってほしくない。
- ・それは違うと思うが、、一般論でしかこういう議論は出来ないのではないか。
- ・自治会長を2年続けてするほうが5年空いて2回するより時間的には厳しいかもしれないが、気分的には楽かもしれない。
- ・そのことを制度化して、例えば60歳過ぎで2年続けてするのは厳しいと思う。
- ・その人の働いている環境によっては物理的に無理なこともあるので、やはり現役時代の負担を減らしていくしか仕方がないと思う。
- ・引継ぎのあり方を考えてこの議案が出てきていると思うが、これもひとつの方法だが、この議案に対して賛否をとるというよりは、いままで考えられたいろんな方法を皆で議論すべきだと思う。
- ・副から正へ順番に回していく場合に、人の数が足りるのかな、結局現役時代に回ってくるのではと懸念している。
- ・年度当初にそのことについて今の制度で15年後までシミュレーションしたことがあった。うまく回っていけそうな感じだが、実際個々の状況を考えると現行の制度のままでは、若年化していくと思われる。
- ・活動の継続性と新任者の自主性を考えると、ある程度の期間を定めて前任者から引継いでそのあとの活動に活かしていくとか、また、選挙の時期を早くすることで次年度として現年度をウオッチする期間が出来ることなどが思いつく。いずれにしてもどの方法が良いのか模索していく方が良いと思う。
- ・火災発生時の火事見舞いのことでも、大事なことだと思うが、過去どうであったかの引継ぎが出来ているのか、他にも大切なことがうまく引き継がれているのか疑問に感じていた。
- ・全てのことを引き継ぐのは難しいと思うから、方法の一つとして今回提案した。
- ・これだけ様々な話が出ているなかで、このままこの案を採決するのは無理があると思うので、今回は取り下げたいと思う。
- ・これまでの慣習として組長は各組から組の代表として選出されている。これでは組長は自治会役員が決めることになるのではないか。
- ・要するにきちっと引継ぎが出来れば良いわけで、翌年組長で残って引き継ぐのも結構負担になるのではないか。他に良い方法を考えた方が良い。

- ・組長は組に任されているので、自治会長の翌年は組長として残ることを成文化するのではなく、申し合わせで良いのではないか。
- ・成文化した方が今後の為には良いと思う。
- ・成文化すると自治会が組長を決めることになるので、それであれば顧問として1年間残った方がすっきりするのではないか。
- ・他に意見もないようなので、ここで1号議案は取り下げます。

## 第2号議案 運用規定第4条（役員の選任）の変更

「被選挙人名簿の年齢上限引き上げについて」

自治会長から提案説明があり、審議の上採決の結果、賛成13名 反対2名 保留5名となり、賛成多数で可決承認された。

質疑応答(要約)

- ・10年前に69歳に引き上げた時は、65歳以上は対象としないことに、制度的におかしいと反対していた。なぜ今回は70歳以上も対象としたのか。おかしい、ダブルスタンダードだ。
- ・70歳を超えて役員として事業の継続性とか一貫性とか考えられない。
- ・制度的におかしいことに気づいた。10年前に言われていたことが正しかった。
- ・この年になって世代交代も考えるなかで、74歳まで自分が出しゃばって良いものか、各家によっても事情も違うので体調等というのをあやふやにして欲しい。
- ・もっと頑張ってもらいたいと思うが、このことは各家の状況を考えてその時の自治会判断で良いと思う。
- ・そういうことになると現役世代の負担を減らすことと相反することになるのでは。
- ・既に70歳以上で次代に引き継いでいる者も名前が復活して、昨今のように年齢順に選出されることで現役世代の負担を減らすという考え方で良いのか。
- ・被選挙人名簿に復活するが必ずしも年齢順にしてくださいということではない。
- ・復活するのか？次代に引き継がれているのであればそのままが良いのではないか。
- ・それでは年齢上限を引き上げる意味がない。
- ・若くして次代に引き継いでいる事例もあるなか、これまで被選挙人名簿に挙げる者の決まりみたいなものはあったのか。無ければ年齢を上げてもどうかと思う。
- ・年齢制限を撤廃して、女性にも加わってもらうことまで考えないといけない。
- ・現状は世帯で一人となっているので、各世帯の状況で決めてもらえば良いのでは。
- ・そうしてしまうと、役逃れで交代するようなことも起こる場合もあるとまずい。
- ・今回は回数制限などのことはあげていませんが、この案で採決をお願いしたい。
- ・採決後の付帯意見として発言します。20年前に規約改正のプロジェクトチームを立上げた。そこで、世帯で一人男性のみの実態を何とか変えたい、そうでないと力量ある女性が埋没してしまい、人口が減っていくなかで自治会が立ち行かない

くなっていくので、選挙人、被選挙人にある年齢に達した全住民を挙げることを提案したが見事に否決された。現状切羽詰まってきたなか、早急にそういうことを考えていけないと思う。

#### 第3号議案 運用規定第2条（会費等の徴収）の変更

自治会長から提案説明があり、審議の上全会一致で可決承認された。

質疑応答(要約)

- ・年間10,000円に金額を決めた方が良いのではないか。
- ・今後集金回数が変わった場合でも対応出来るように1回1,000円とした。現状と規約が合っていないのでこの機会に提案した。

#### 第4号議案 運用規定第2条（会費等の徴収）の追加

自治会長から提案説明があり、審議の上全会一致で可決承認された。

質疑応答(要約)

- ・この一文は口語調なので、規約らしく例えば「公共施設準備金は、会員の転出あるいは死去に伴う返金をしない」とする方が良い。
- ・そのような一文を付け加えることにする。

以上をもって、令和7年度臨時総会の全部を終え終了したので閉会を告げ散会した。時に21:15分であった。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人が次に署名する。

令和7年12月20日

議事録署名人

---

議事録署名人

---